

鳥取県告示第713号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年10月3日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会 理事長 田熊博文	東伯郡北栄町東園 331-1	居宅介護支援センターあずま園	倉吉市福吉町1133	平成18年9月29日